

改正

平成23年10月 4 日 条例第19号

名張市スポーツ推進審議会条例

(設置)

第1条 この条例は、スポーツの推進に関する基本計画その他重要事項の調査、審議を行うためスポーツ基本法（平成23年法律第78号）第31条の規定に基づく、名張市スポーツ推進審議会（以下「審議会」という。）の設置及び組織、運営等について必要な事項を定める。

(組織)

第2条 審議会は、委員10名で組織する。

(会長・副会長)

第3条 審議会に会長及び副会長を置く。

- 2 会長及び副会長は、委員の互選によってこれを定める。
- 3 会長は、審議会を代表し、議事その他の会務を総理する。
- 4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があったときは、その職務を代行する。

(任期)

第4条 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠委員の任期は前任者の残任期間とする。

- 2 審議会の委員は、再任することができる。

(会議)

第5条 審議会は、委員の過半数が出席しなければ会議を開き議決することができない。

- 2 審議会の議事は、出席委員の過半数をもって決し、可否同数のときは会長の決するところによる。

(庶務)

第6条 審議会の庶務は、教育委員会事務局において処理する。

(委任)

第7条 この条例に定めるもののほか、審議会の運営その他必要な事項については、別に定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成23年10月 4 日 条例第19号）

(施行期日)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。

(委員会の委員等の報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正)

- 2 委員会の委員等の報酬及び費用弁償に関する条例（昭和31年条例第24号）の一部を次のように改正する。

(次のよう略)